

## あいち貿易情報

No.310

## AICHI TRADE INFORMATION CENTER

- 1 愛知県海外駐在員レポート      パリ産業情報センター駐在員      酒井裕史  
「フランスにおけるスクラップ・インセンティブ制度の導入効果について」
- 2 国際ビジネス専門家レポート      財団法人海外職業訓練協会国際アドバイザー      城島由佳  
「増徴税、個人所得税の仕組みとその注意点」
- 3 企業の国際ビジネス展開を支援      愛知県産業労働部産業立地通商課  
「平成22年度愛知県の貿易・国際ビジネス支援施策」
- 4 あいち産業振興機構からのお知らせ      国際ビジネスグループ

愛知県海外駐在員レポート

## フランスにおけるスクラップ・インセンティブ制度の導入効果について

パリ産業情報センター 駐在員 酒井 裕史

日本では、低燃費車への買替促進と国内自動車販売台数の確保を目的に、低燃費車の購入に係る自動車取得税と重量税を減免する「エコカー減税」が2009年4月から3年間の時限措置として実施されています。併せて、新車登録から13年を超える車を廃車にして低燃費の新車に買い替えた場合に補助金を支給する新車購入補助制度である「エコカー補助金」も実施されており、これについてはもともと2010年3月末までとされていた期限が12月中旬の政府閣議決定により2010年9月末まで延長されたところでした。

一方、こちらフランスでも、低燃費車への買替促進と新規登録販売台数の回復を目的に、「ボーナス・マリユス(報奨金・罰則金)制度」が2007年12月から、「スクラップ・インセンティブ制度」が2008年12月からそれぞれ実施されているところです。つまり、フランスでは、スクラップ・インセンティブ制度が実施されてちょうど1年が経ち、その効果が明らかになったところでもあります。そして、フランスにおいても日本と同様に、もともとは1年間に限った時限措置であったスクラップ・インセンティブ制度の延長が先ごろ発表されたところです。

今回のレポートでは、フランスにおいてスクラップ・インセンティブ制度が導入されて以降の新規登録販売台数を俯瞰し、この制度の効果について検証してみたいと思います。

## 1 制度の概要

## (1) ボーナス・マリユス(報奨金・罰則金)制度

CO<sub>2</sub>排出量の少ない車には最高5,000ユーロの報奨金を支給し、逆に多い車については最高2,600ユーロの罰則金を課す制度です。特にCO<sub>2</sub>排出量が多い車(250g/km以上)については、購入時ばかりでなく、毎年160ユーロの罰則金が賦課されます。この内容を表にすると下掲のようになります。

報 奨 金		罰 則 金	
1 km 走行あたりのCO <sub>2</sub> 排出量	金額(€)	1 km 走行あたりのCO <sub>2</sub> 排出量	金額(€)
60以下	5,000	250超	2,600
61～100	1,000	201～250	1,600
101～120	700	166～200	750
121～130	200	161～165	200

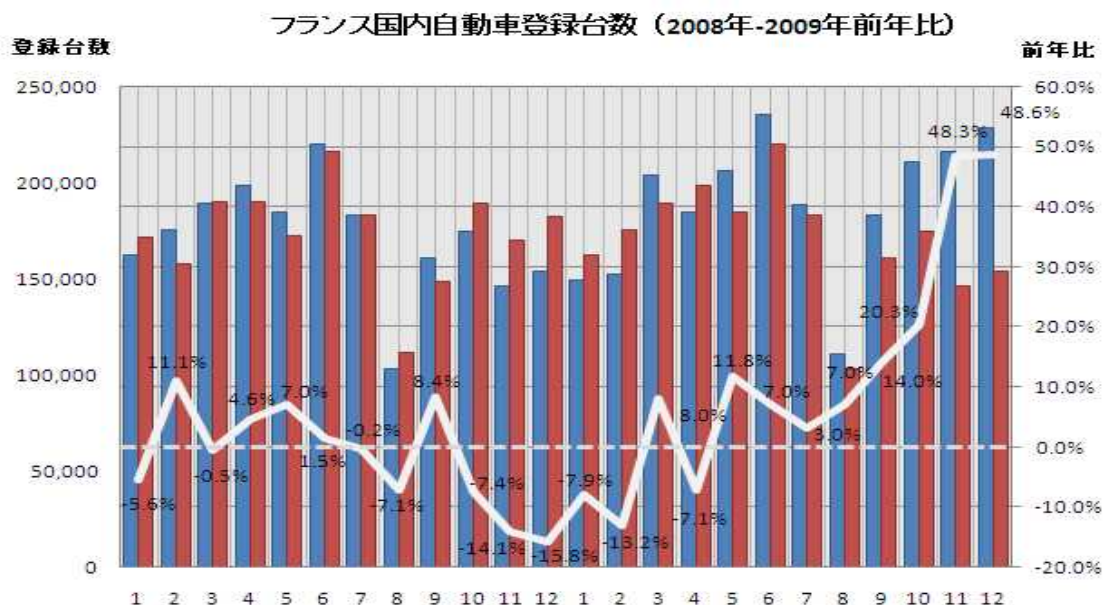
ただし、この表による報奨金の支給基準は2008～9年までのものであり、2010～11年と、2012年以降の2段階的に分けてCO<sub>2</sub>排出量基準が厳しくなり、また、報奨金額も減額されることになっています。(具体的には、5グラムずつ基準が上げられ、また700ユーロが500ユーロに、200ユーロが100ユーロに下げられます。たとえば、2010年に販売・登録された車で1,000ユーロの報奨金を受け取るためには、上表の61～100グラムの枠内ではなく、さらに厳しい61～95グラムの範囲になければなりません。)

**(2) スクラップ・インセンティブ制度**

車齢10年以上の車を廃棄し、CO<sub>2</sub>排出量が160g/km以下の新車を購入する場合に、1,000ユーロの報奨金を支給するものです。もともとは上記のボーナス・マリウス制度の一環として車齢15年以上、報奨金額も300ユーロであったのを、2008年の世界経済危機をきっかけに、国内自動車販売台数の確保を目的に車齢基準を下げ、報奨金額も大幅に増額したものです。当初の予定は2008年12月から2009年12月末までの時限措置とされていましたが、2009年12月になって延長が決定されました。(決定後の内容については後述します。)

**2 世界経済危機による影響とスクラップ・インセンティブ制度導入の効果**

ここで、世界経済危機による自動車販売台数への影響とスクラップ・インセンティブ制度導入の効果について見てみましょう。次に示すのは、2008年と2009年におけるフランス国内の月ごとの自動車登録台数について、それぞれ前年比較したものです。



2008

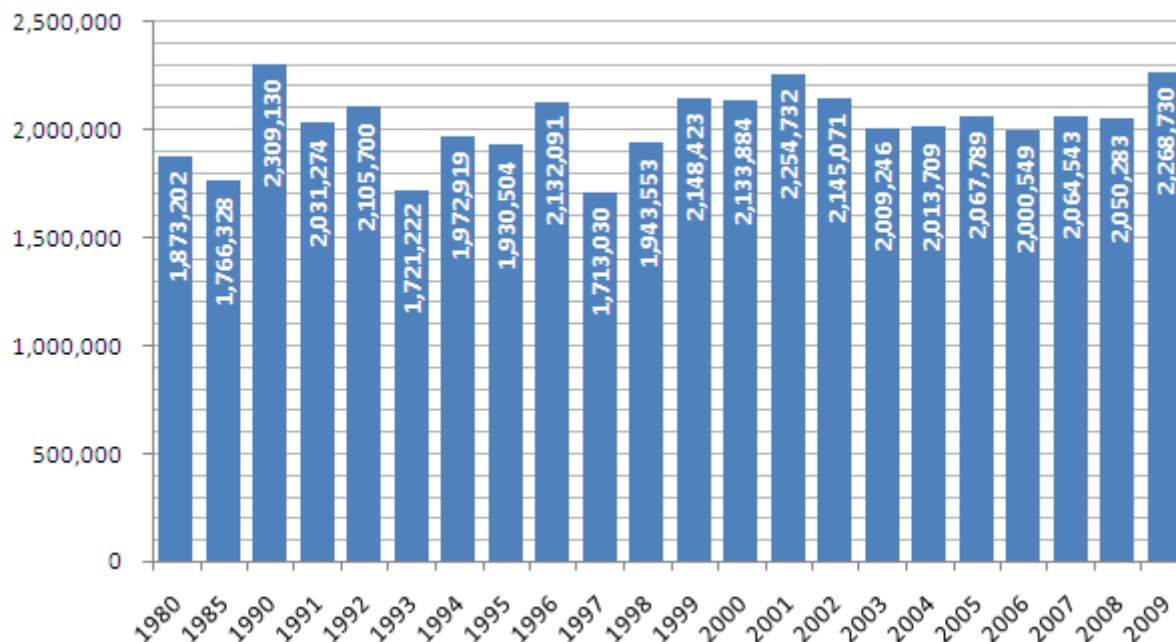
2008年の9月にいわゆる「リーマン・ショック」が勃発してから、10月以降の自動車販売台数が大きく落ち込んでいることが判ります。2008年12月には前年比マイナス15.8%まで落ち込んでいます。

そのうえで、スクラップ・インセンティブ制度が導入されたのは2008年12月からですが、導入当初はなかなか効果が明らかにならなかったものの、3月以降は大きな効果が上がっていることが見て取れます。特にいったんは制度が終了するとされた2009年末の11月・12月には大きな駆け込み需要が発生し、前年比48.6%の売り上げ増を記録しています。なかでも、フランスのPSAグループやルノーグループは、

12月の前年同月比でそれぞれ35.3%、94.3%の増を記録しました。

この結果、2009年における自動車登録台数は下掲のグラフのとおり、226万台を超える好結果となりました。この数字は近年の登録台数を大きく上回るものであり、1990年以来の高水準です。このニュースはフランス国内でも「スクラップ・インセンティブに期待されていたインパクトを超える『驚き』」として捉えられています。制度の利用累計も60万件を超えており、制度の効果を裏付けています。フランスの産業大臣もこの好結果は制度の有効性を証明するものであるとのコメントを出しました。一方で、約20年ぶりの高水準を「売れすぎ」として捉える声も聞かれました。

フランス国内自動車登録台数



なお、同様のスクラップ・インセンティブ制度を実施していたイギリス、ドイツ、イタリアなどの各国も、その効果が明らかであったことから、制度実施期間の延長もしくは予算枠の拡大を行ったところ です。

### 3 今後の展望

#### (1) 延長後の制度の概要

実施に目覚ましい効果が確認できたこと、また、11月及び12月に非常に大きな駆け込み需要があり実際の登録手続きが間に合わない事態が発生したこと、また、制度自体が未だ効果を発揮しうるものと判断されたことなどから、スクラップ・インセンティブ制度は2010年12月購入分まで延長されることになりました。もちろん、当初から期限が設定されていなかったボーナス・マリユス制度も継続されます。

ただし、両制度とも基準となるCO<sub>2</sub>排出量が厳しくなります。ボーナス・マリユス制度については、2段階で5グラムずつ基準排出量が減らされるのは前述のとおりです。スクラップ・インセンティブ制度については下掲のとおり時期によって段階的に金額も下げられます。

購入時期	登録時期	支給金額(€)
2009年12月以前	2010年3月31日以前	1,000
	2010年4月1日～2010年9月30日	700
	2010年10月1日～2011年3月31日	500
2010年1月～6月	2010年9月30日以前	700
	2010年10月1日～2011年3月31日	500
2010年7月～12月	2011年3月31日以降	500

## (2) 2010年以降の自動車登録台数予測について

いまのところ、ルノーグループ、PSAグループとも、2010年当初分として順調な発注を受けているとしています。しかしながら、スクラップ・インセンティブ制度については、もともと、「先々の自動車買替需要を先食いするもの」との批判がありました。また、2010年以降はインセンティブの額も下がります。そのため、今後の自動車販売台数については、悲観的な見方が少なくありません。

実際、現在の順調さは長くは続かず、第2四半期以降には大きく落ち込むとの予想が大勢を占めています。この落ち込み幅については、8%から10%とする意見が最も多いようです。(1月26日、イタリアのフィアット社は2010年に前年比12%~16%の販売台数減を見込み、イタリアの全工場で2月中に2週間の操業停止を行うことを発表しました。ちなみに、この4%の差は、スクラップ・インセンティブが延長された場合とされなかった場合の差であるとのことです。)

もちろん、メーカー側もただ手をこまねているわけではなく、独自の割引制度を設けてインセンティブ額の減少を埋めるなどの努力を始めているようです。

## 5 終わりに

先にも書いたように、スクラップ・インセンティブ制度は、将来の需要を「先食い」する劇薬的な面があるほか、一つの産業分野のみを対象とした保護政策であること、小型車・大衆車の需要喚起にしかならず、大型車・高級車には恩恵が薄いなどの批判もあります。

フランスをはじめとするヨーロッパにおいては、今のところ成功したように見えています。ドイツにおいては、すでに2009年9月に制度が終了していますが、その後の自動車登録台数は前年比プラス20%前後で推移しており、急激な落ち込みはないようです。しかし、本当の評価は、やはり制度終了後の一定の期間を置いた後に自動車産業全体を見なければ判断は難しいようです。

日本で実施されている「エコカー減税」と「エコカー補助金」も新規登録販売台数の回復に一定の効果があったものとされています。実際、補助金申請を審査する次世代自動車振興センターは、11月6日までの補助決定件数は60万台強に達したと発表しています。

日本でも延長されたこれら制度の行方を占ううえでも、制度実施の上で先行しているヨーロッパ各国の例は大いに参考になるものと思われます。

愛知県パナソニック産業情報センターでは、引き続きこのテーマについて情報を収集し、報告していきたいと考えています。

## 国際ビジネス専門家レポート

### 増値税、個人所得税の仕組みとその注意点

財団法人海外職業訓練協会 国際アドバイザー 城島 由佳

#### 一、増値税の仕組み

中国の増値税とは中国国内における製品の販売または加工、修理補修役務の提供、貨物の輸入に対する課税です。日本の消費税のように売上税から仕入税を控除した差額を税務局に納税する仕組みとなっています。但し、日本は「帳簿方式」を採用していますが、中国では「インボイス方式」を採用しています。

この方式は、発行された増値税専用領収書に基づいて納付税額を算出しなければなりません。

## 1 増値税納税者の区分

増値税納税者は一般納税者と小規模納税者に分けられます。

一般納税者は、売上税額から仕入税額を差し引いた金額を納付します。課税品目を輸出した場合、仕入時に支払った増値税は還付されます。

一方、小規模納税者は簡易な計算方法が適用され、仕入税額控除は受けられません。課税品目を輸出しても、仕入時に支払った増値税が還付されません。

2009年1月1日に増値税改正により、改正前では、製造業の年間販売額は100万元以上、商業企業の販売額は180万元以上が一般納税者で、製造業の年間販売額は100万元以下、商業企業の販売額は180万元以下が小規模納税者となっていたものが、改正後は製造業の年間販売額は50万元以下、商業企業の年間販売額は80万元以下の場合、小規模納税者になりました（増値税暫定条例実施細則第28条）。

この改正に伴い、製造業の年間販売額が50万元～100万元の場合と商業企業の年間販売額が80万元～180万元の場合、「中華人民共和国増値税暫行条例」及び同条例実施細則の規定に従い、所管する税務機関に申請して一般納税者資格の認定を受けなければならず、もし一般納税者の認定を受けていなければ、売上高に基づいた増値税の税率から計算した納税額は仕入税額を控除してはなりませんし、増値税の専用領収書を使用してはいけなくなりました。

### 一般納税者の認定手続きの状況

2009年当初では、申請企業が殺到し、すべての一般納税者認定が完了せず、または申請しても却下されることもあり、ほぼ同じ条件の企業が申請しても、一般納税者になることもあれば小規模納税者になることがありました。（中国では、政策の空洞と言われています。）

これを是正し、認定手続きを円滑に進めるため、中国政府は各地方税務局に対して、2009年度の販売額が基準を超過した小規模納税者の状況について速やかに調査し、認定業務の計画を立て、2010年6月までに認定を完了することを求めるなどの通知を出しています。

## 2 増値税の徴税率

### (1) 一般納税者の徴税率

	納 税 品 目	税 率
(1)	物品の販売・輸入（(2)以外のもの）、加工・修理・部品交換役務等	17%
(2)	食料作物、食用植物油等	13%
	肥料、農業用機械、農薬等	13%
	水道水、スチーム、冷氣、ガス等	13%
	図書、新聞、雑誌等	13%
(3)	輸出版売	0%

### (2) 小規模納税者の徴税率

税率は3%となります。（増値税暫定条例第12条）

## 3 増値税領収書の購入

### (1) 一般納税者

一般納税者は所管税務局に申請し、認定を受けた後、増値税専用領収書を購入し、自社で発行することができます。商品を売却した際、「請求書」は発行せず、増値税専用領収書がその代用となります。

### (2) 小規模納税者

小規模納税者は増値税専用領収書の自社発行ができません。増値税専用領収書を所管税務局で代理発行してもらう必要があります。

#### 4 増値税の改正

2009年1月1日から増値税に関し、新たな課税方式が実施されています。修正された主な内容は以下のようになります。

(1) 固定資産の購入にかかる増値税は、控除の対象となります。

(2) 輸入設備に対する増値税免除は廃止されます。

(3) 国産設備を購入する外資系企業に対して行われてきた増値税還付政策は廃止されます。

(4) 増値税の相殺認定期間

増値税には仕入する際の仕入税額(仕入増値税)、販売する際の売上税額(売上増値税)があり、納税額は「売上増値税 仕入増税額」となります。

増値税の一般納税者は、必ず増値税領収書の発行から180日以内に所管税務局で増値税領収書の真偽の認定を受けなければなりません。

(5) 棚卸資産損失の増値税処理

企業は棚卸資産減耗・破損・廃却・盗難等の原因により増値税売上税額から仕入税額を控除できない場合、棚卸資産損失と一緒に課税所得額の算出時に控除することができます。

(6) 中古品販売の納付税額の計算

A) 一般納税者

$$\text{売上高} = \text{税込売上高} \div (1+4\%) \quad \text{納付税額} = \text{売上高} \times 4\% \div 2 \quad (1+4\%) = 104\%$$

B) 小規模納税者

$$\text{売上高} = \text{税込売上高} \div (1+3\%) \quad \text{納付税額} = \text{売上高} \times 2\% \quad (1+3\%) = 103\%$$

(7) 運輸費用の控除

$$\text{運輸費用の控除} = \text{運輸費用} \times \text{控除率} (7\%)$$

(8) 小規模納税者に対する増値税率は一律3%となります。

## 二、個人所得税の計算

基本法律：「中華人民共和国個人所得税法」は1980年9月10日に発表・施行されました。その後、1993年10月、1999年8月、2005年10月に三回の修正が行われました。

### 1 納税者の分類

(1) 外国人の納税義務

中国への出張者

1年間(1月1日～12月31日)のうち滞在日数が183日を連続あるいは通算して超えた場合、中国での課税権が発生し、納税義務が生じます。

中国国内に住所を有しないが1年以上5年以下居住する個人は、管轄税務局の許可をうけたうえで、中国国内の所得のみ個人所得税を納付します。

5年を超えて住居する個人は、6年目からその者の全所得について個人所得税を納付しなければなりません。

(2) 中国人の納税義務

中国人は中国内・外の全所得に対して課税されます。

### 2 個人所得税の計算

(1) 中国現地赴任者の所得税の計算

$$\text{当月納付税額} = (\text{当月の所得額} - \text{基本給料} - \text{個人負担費用}) \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$$

外国人の基本給料は4,800元、中国人の基本給料は2,000元

個人負担費用：社会保険(養老保険、基本医療保険、労災保険、失業保険、出産保険)、住宅積立金等  
個人所得税の適用税率表

ランク	当月課税所得額	税率	速算控除額
1	500元以下	5%	なし
2	500元超、2000元以下	10%	25元
3	2000元超、5000元以下	15%	125元
4	5000元超、20000元以下	20%	375元
5	20000元超、40000元以下	25%	1,375元
6	40000元超、60000元以下	30%	3,375元
7	60000元超、80000元以下	35%	6,375元
8	80000元超、100000元以下	40%	10,375元
9	100000元超	45%	15,375元

## (2) 高級管理職の所得税の計算

現地法人の薫事会(日本の役員会)メンバー、高級技術者等で、日本本社からも中国現地法人からも給与を貰っている高級管理職で、基本的には中国の役職は兼任の場合。

納付税額 = (中国内・外の所得 × 適用税率 - 控除額) × 中国内所得 ÷ 中国外所得

## (3) ボーナスの税金計算

A = ボーナス ÷ 12 ヶ月

Aを適用税率表(1)の 個人所得税の適用税率表に照らし合わせ、税率を決めます。

納付税額 = ボーナス × 適用税率 - 速算控除額

## 3 個人所得の確定申告制度

中国では日本の年末調整や確定申告の制度はなく、1ヶ月ごとに申告します。毎月課税計算を行い、翌月7日までに国庫に納入し、かつ税務機関に納税申告書を提出しなければなりません。

## 企業の国際ビジネス展開を支援

### ～平成22年度愛知県の貿易・国際ビジネス支援施策～

経済のグローバル化が進む中、貿易取引、企業の海外進出及び海外との産業交流は一層活発化しております。愛知県では、企業の国際ビジネス展開を支援するとともに、経済発展著しいアジアの国・地域との経済連携づくりを進め、各種交流事業を実施しておりますが、今回は、平成22年度に実施する予定の愛知県の貿易・国際ビジネス支援施策を紹介します。

#### 1 アジア経済連携推進事業

この地域の貿易・投資先として大きなウェイトを占めるアジアとの連携を強化するため、中国・江蘇省とベトナムでの本県進出企業支援窓口(サポートデスク)の設置や模倣品対策等を実施し、本県企業の海外活動を積極的に支援していくとともに、広くアジアの国・地域と経済促進関係づくりを進め、幅広い経済交流をめざしています。

#### 連携事業協議・進出企業支援(サポートデスク)事業

江蘇省、ベトナムとの経済連携の一環として、本県企業進出支援窓口(サポートデスク)を設置し、

各種相談対応や、進出企業同士のネットワークづくりの促進などの支援を行うとともに、現地政府との定期的な協議を行うことにより経済連携関係の強化を図り、タイムリーで信用のおける情報を入手します。

〔 事業内容【1】サポートデスクの運営管理  
【2】現地政府との定期協議の実施 〕

### アジア経済交流推進事業

県内企業向けのビジネス支援セミナーの開催、連携先の政府関係者や経済ミッションの受入れを行います。

〔 事業内容【1】アジア経済連携セミナーの開催  
【2】ミッション受け入れ  
【3】ベトナムで開催される見本市等に出展する県内中小企業の支援 〕

### 知的財産交流推進事業

そのほか、江蘇省との間に締結した合意文書に基づき、江蘇省政府の知的財産担当部局との間で交流事業を実施します。

## 2 愛知県貿易情報センター運営事業

平成21年10月に愛知県産業労働センターに移転した、愛知県貿易情報センターでは、貿易・国際ビジネスに関する情報の収集や提供、相談業務を行い、企業の国際ビジネス機会の拡大を支援しています。

### 貿易情報の収集、提供、相談

貿易関係企業の最新活動状況をデータベース化し、国内外からの取引照会に対応するとともに、各種相談業務を行っています。また関連図書を整備し、貿易・国際ビジネスに関する一元的情報提供を行っています。

- ・ 県内貿易関係企業データベース件数 約2,600件
- ・ 資料、図書：約2,300冊

(14、18階貿易情報センター、14階あいち情報ステーション内貿易情報コーナーで提供中)

愛知県貿易情報センターセミナー室(左)・貿易情報コーナー(右)



### 貿易関係情報誌の発行

「あいち貿易情報(web版)」をホームページにて掲載しています。

### 3 国際ビジネスコンサルティング事業

国際的なビジネス展開に際して発生する様々な疑問・課題を解決し、スムーズな事業実施を支援するため、県内企業から個別具体的・専門的な相談に応じています。中国・ベトナムとのビジネスに関する相談デスクを開催し、専門家によるアドバイス事業を行っています（いずれも無料）。

国際ビジネス相談デスク（年12回）

国際ビジネス（中国・ベトナム）に関する相談デスクを開催します。

国際ビジネスセミナーの開催（年6回）

企業の関心の高い国・地域をテーマに、国際ビジネスセミナーを開催します。

国際産業交流連携事業（年4回・新規）

産業集積間連携・交流を契機とした国際ビジネスの展開を図るため、産業分野・地域について検討する研究会を運営します。

以上2、3の事業は、現在、(財)あいち産業振興機構に委託して実施しております。

### 4 貿易・国際ビジネス関連統計

貿易・国際ビジネスの基礎的な資料となる関連統計を集計して公表しています。

- ・ 県内貿易港の輸出入動向調査
- ・ 県内企業の海外事業活動調査

### 5 ものづくり技術海外発信事業

優れた環境関連技術・製品を持つ県内企業の中国国際工業博覧会等への出展支援を行い、県内企業の国際ビジネス活動・外国企業とのビジネス交流の促進を図ります。

「2010中国国際工業博覧会」への出展支援

- ・ 会期：平成22年11月9日から13日（5日間）
- ・ 場所：中国・上海市（上海新国際博覧中心）

本件の詳細は、4月以降公表いたします。

「日中ものづくり商談会@上海2010」への出展支援（新規）

- ・ 会期：平成22年9月16日から17日（2日間）
- ・ 場所：中国・上海市（上海世貿商城）

本件の詳細は、3月下旬に公表いたします。

21年度の中国国際工業博覧会出展ブース（左）・同時開催フォーラムの様子（右）



### 6 企業活性化資金（貿易振興）融資制度

製造業（物品の加工、修理業を含む）又は卸売業を営む中小企業で輸出品の製造、加工、集荷又は輸

入を行うために必要な事業資金を融資しています。

- ・融資制度 経済環境適応資金（企業活性化資金）
- ・融資期間・利率 1年 年1.5%
- ・融資限度額 1,500万円

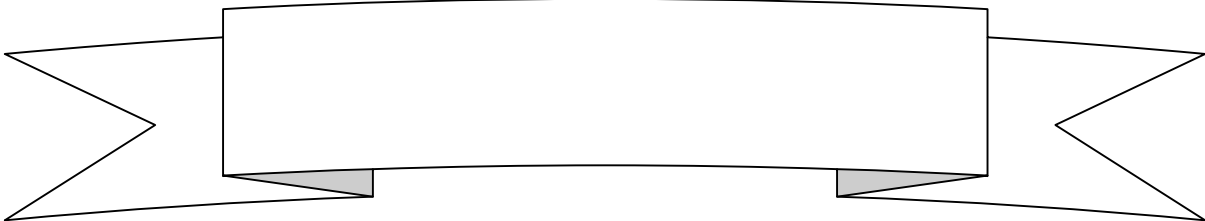
事業内容に関するお問合せは・・・

1について

愛知県産業労働部産業立地通商課アジア経済連携グループ（電話 052-954-6377）

2～6について

愛知県産業労働部産業立地通商課国際産業交流グループ（電話 052-954-6356）



**あいち産業振興機構の国際ビジネス支援事業  
をご利用ください。**

（財）あいち産業振興機構では、  
・国際ビジネス相談の実施、・セミナーの開催 など  
様々な国際ビジネスに関する支援事業を展開しています。  
詳しくは、ホームページ  
（URL：<http://www.aibsc.jp/tabid/514/Default.aspx>）  
をご覧ください。

## あいち貿易情報 2010.3月号

財団法人 あいち産業振興機構 情報・国際ビジネス部 国際ビジネスグループ

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター

TEL：052-715-3065（ダイヤルイン） FAX：052-563-1434

URL：<http://www.aibsc.jp>